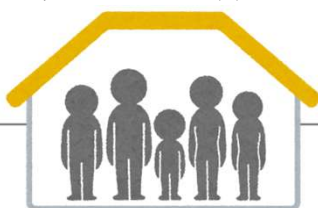


ミニ災害支援講座

2025年5月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が成立し災害救助法の改正では、「福祉サービスの提供」が救助の種類に追加されました。これにより避難所だけでなく在宅避難者や要配慮者など、多様な被災者のニーズに対応することが可能になり、福祉関係者との連携強化が図られます。今回は、福祉サービスの提供について考えていきたいと思います。



◇福祉サービスの提供が追加されたことで何が変わるのか？

今までは、主に避難所（場所）を対象とした支援を考えていましたが、今回の改正で在宅避難をしている方や車中泊者など「場所」を問わず「人」への支援が可能となりました。

これによって、DWAT（災害派遣福祉チーム）が避難所だけでなく、上記のような方も支援の対象となりました。

◇どんな支援を受けることができるのか？

情報把握

住民の避難先把握・家族構成・生活の課題聞き取り等

相談対応

避難者からの生活・健康課題・生活再建等の相談

この他にも、様々な支援を受けることができるようになる可能性があります。皆様も一度調べてみるのはいかがでしょうか？

8月30日から9月5日は防災週間と制定されています。この機会に災害について学んでみるのはいかがでしょうか？群馬県MSW協会のホームページでミニ災害支援講座のアーカイブがありますのでぜひご参考にしていただければ幸いです。

